

島根大学安全保障技術研究に関する専門部会細則

(平成30年島大細則第3号)

(平成30年3月20日制定)

(設置)

第1条 島根大学研究推進室会議規則(平成29年島大規則第46号)第5条第2項の規定に基づき、島根大学安全保障技術研究に関する専門部会(以下「専門部会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 専門部会は、島根大学(以下「本学」という。)の研究者による安全保障技術研究の申請について、その可否を審査するものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 研究推進室会議委員のうち、研究推進室会議委員長が指名する委員 若干名
- 二 申請のあった安全保障技術研究に関する専門分野の本学の教授 若干名
- 三 学内外の有識者 若干名

2 前項第2号及び第3号の委員は、研究推進室会議委員長が委嘱する。

3 委員の任期は、指名又は委嘱された日から当該案件の審査終了の日までとする。

4 専門部会に委員長を置き、第1項第1号の委員うち、研究推進室会議委員長が指名する者をもって充てる。

(会議)

第4条 専門部会は、委員長が招集し、議長は委員長をもって充てる。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

3 専門部会は、委員全員の出席をもって成立し、委員の過半数をもって議決する。

4 専門部会が必要と認めたときは、専門部会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報告)

第5条 専門部会は、審査結果を研究推進室会議委員長に報告しなければならない。

(事務)

第6条 専門部会の事務は、企画部地域連携・研究協力課において処理する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。